
子会社株式の現物配当
(株式分配型スピンオフ)
及び
特定子会社の異動についてのご案内

2019年10月10日

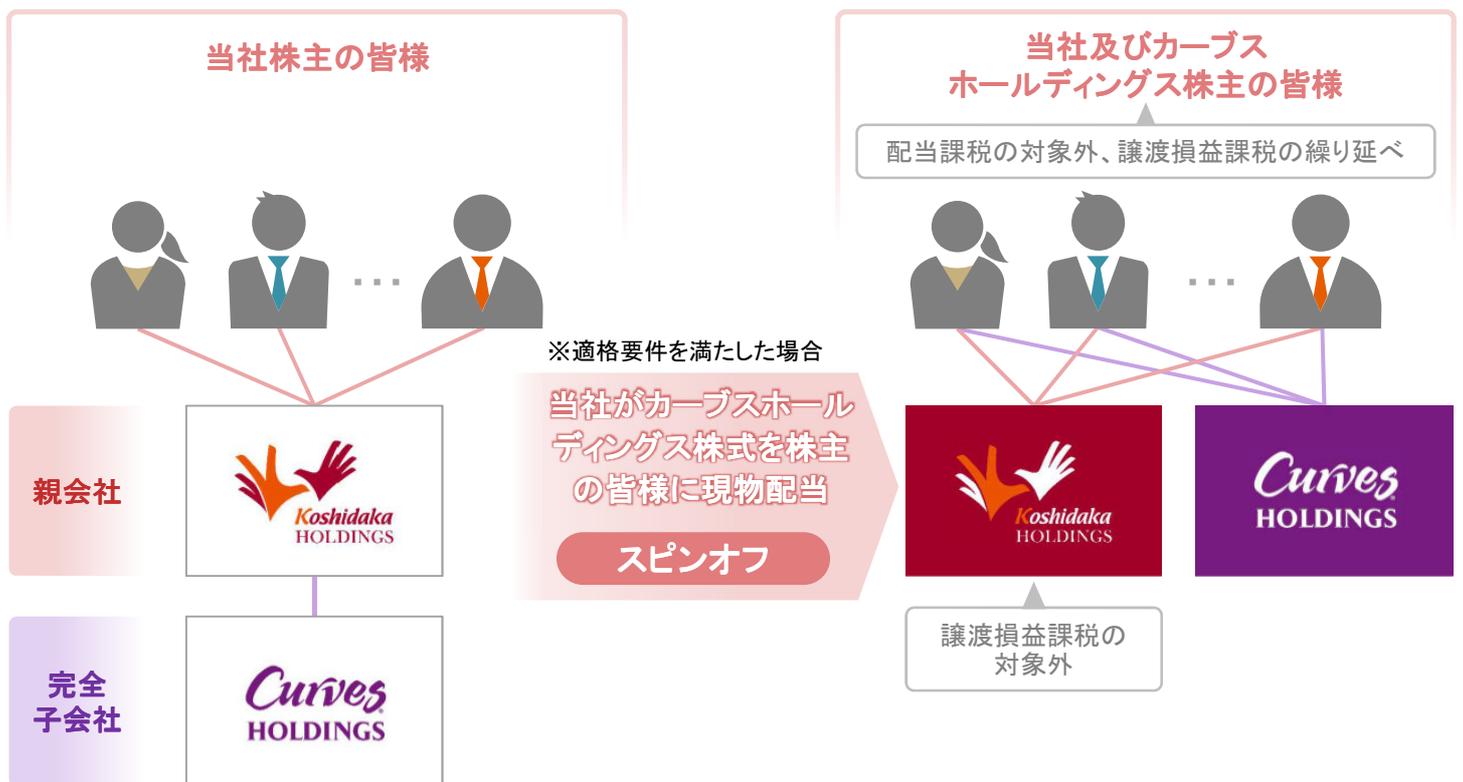


株式会社 **コシダカ** ホールディングス

この度、株式会社コシダカホールディングス（以下「当社」という。）は、当社子会社である株式会社カーブスホールディングス（以下「カーブスホールディングス」という。）の当社が保有する全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により当社株主に分配すること（以下「本スピノフ」という。）を、2019年11月27日開催予定の第50回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決定しましたので、ご案内いたします。

| | | |
|----|------------------------------|----|
| 01 | 株式分配型スピノフの概要と一般的に期待される効果について | 3 |
| 02 | 本スピノフの目的及び理由について | 4 |
| 03 | 本スピノフのスキーム及びスケジュール概要について | 6 |
| 04 | 本スピノフに係る当社株式の権利落ち日の取引について | 7 |
| 05 | 現物配当に関する税務上の取扱いについて | 8 |
| 06 | 本件に関する注意事項 | 9 |
| 07 | 本件に関するお問い合わせ先 | 9 |
| 08 | 本件に関する主なQ&A | 10 |

01 株式分配型スピノフの概要と一般的に期待される効果について



経営の独立による効果

- 親会社の経営者は中核事業に専念することが可能となる
- スピノフされた会社は迅速、柔軟な意思決定が可能になるとともに、経営者や従業員のモチベーションも向上

資本の独立による効果

- スピノフされた会社の独自の資金調達により、必要な投資が実施可能となる
- 一方の会社のみを対象として第三者が出資することが容易となる
- スピノフされた会社の株式の価値に連動した株式報酬の導入が可能となる

上場の独立による効果 (上場される場合)

- 各事業のみに関心のある投資家を引きつけることが可能となる
- 各事業が個別に評価されることが可能となる

- 株式分配型スピノフでは、基準日時点の株主に完全子会社の株式が配当として交付されます（一定の要件を満たすことで、株主に対する配当課税は対象外、譲渡損益課税は繰り延べ）
- 本スピノフにおいては、分配基準日である2020年2月29日（土曜日）（実質基準日2020年2月28日（金曜日））時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が特段のお手続き無く交付されます

※本スピノフ実施後、当社とカーブスホールディングスの資本関係はなくなります。なお、以後、本スピノフ実施前のコシダカホールディングスグループを「現当社グループ」、本スピノフ実施後のコシダカホールディングスグループを「新当社グループ」、本スピノフ実施後のカーブスホールディングスグループを「新カーブスホールディングスグループ」といいます

ご注意:この文書は、本スピノフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

02 本スピノフの目的及び理由について

・ 本スピノフにより、カラオケ及びカーブス両事業の成長戦略の一層の推進によって、株主価値の向上を目指す

- 加えて、一般的な株式売却等により子会社の分離・独立を目指す場合は、売却益に係る当社に対する課税が生じる一方、本スピノフによる分離・独立は、当社に対する課税が生じないとともに、株主の皆様に対しても、みなし配当課税が生じず、譲渡損益課税が繰り延べられるため、税務メリットを享受可能

現当社グループの主要2事業の現状と成長戦略及び中期経営ビジョン

カラオケ事業

現状と成長戦略

- ・ 首都圏への積極出店や集客力向上に伴う店舗の大型化及び小規模店の閉鎖を推進
- ・ 人財の採用と育成に注力
- ・ 顧客層ごとのマーケティング施策や飲食による差別化、コンテンツ開発等により新たな需要を開拓
- ・ 業務のシステム化・自動化といった効率化の取組みを継続
- ・ 海外展開として成長が見込まれる東南アジア地域での出店を拡大中

中期経営ビジョン

エンタメを必要不可欠なインフラとする
「EIP (Entertainment Infrastructure Plan)」^{※1}
のもとで成長戦略を推進

カーブス事業

現状と成長戦略

- ・ 出店方法の多角化による店舗網拡大
- ・ 顧客満足度向上の追求による退会率低下とクチコミマーケティング強化により既存店成長を実現、55歳～64歳向けマーケティングによって顧客層を拡充
- ・ 地方自治体や産学官連携の強化によるブランド価値向上
- ・ 「メンズ・カーブス」の多店舗化へ
- ・ Curves International, Inc. 買収により、国内外での事業展開の自由度が向上
- ・ 経済成熟化、高齢化が進む欧州先進国を重点地域とし、グローバル展開を目指す

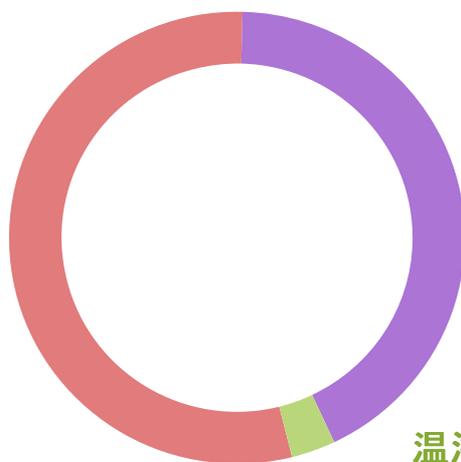
中期経営ビジョン

病気と介護の予防を実現する
「社会課題解決企業、健康寿命延伸企業」
としての成長戦略を追求

※1 Entertainment Infrastructure Planとは、エンタメをインフラにするという当社の中期経営計画であり、駅前・繁華街出店の加速化や人財の大量採用と育成、開発を伴う新しいサービスの創造によって、日本の隅々までプライベートエンターテインメントルーム(カラオケルーム)を作り、娯楽を人々の生活上なくてはならないものとし、全世界の人々に究極の安寧を提供することを目指すもの

2019年8月期の当社セグメントごとの売上高

カラオケ事業
35,732百万円



カーブス事業
28,036百万円

温浴・不動産事業
2,071百万円

※百万円未満切捨て

2019年8月期に両事業とも過去最高の売上高を達成
一方、今後の成長戦略の方向性は異なる

両社の成長を早期に実現すべく本スピンオフを実施

メリット

- カーブス事業の分離によって、カラオケ事業部門内に健全な危機意識が醸成されることにより、役職員がカラオケ事業の成長戦略遂行に一層集中する意識が高まる
- 当社経営陣や分散されていた間接部門、海外関連の人的経営資源をカラオケ事業に集中することが可能

成長戦略への効果・影響

- 首都圏出店の加速により店舗数及びルーム数の拡大及び収益性の向上が図られる
- 独自の人事制度導入等により、人財の大量採用と育成を強化、促進可能
- 東南アジア各国への出店及び新事業展開をより強力に推進可能

メリット

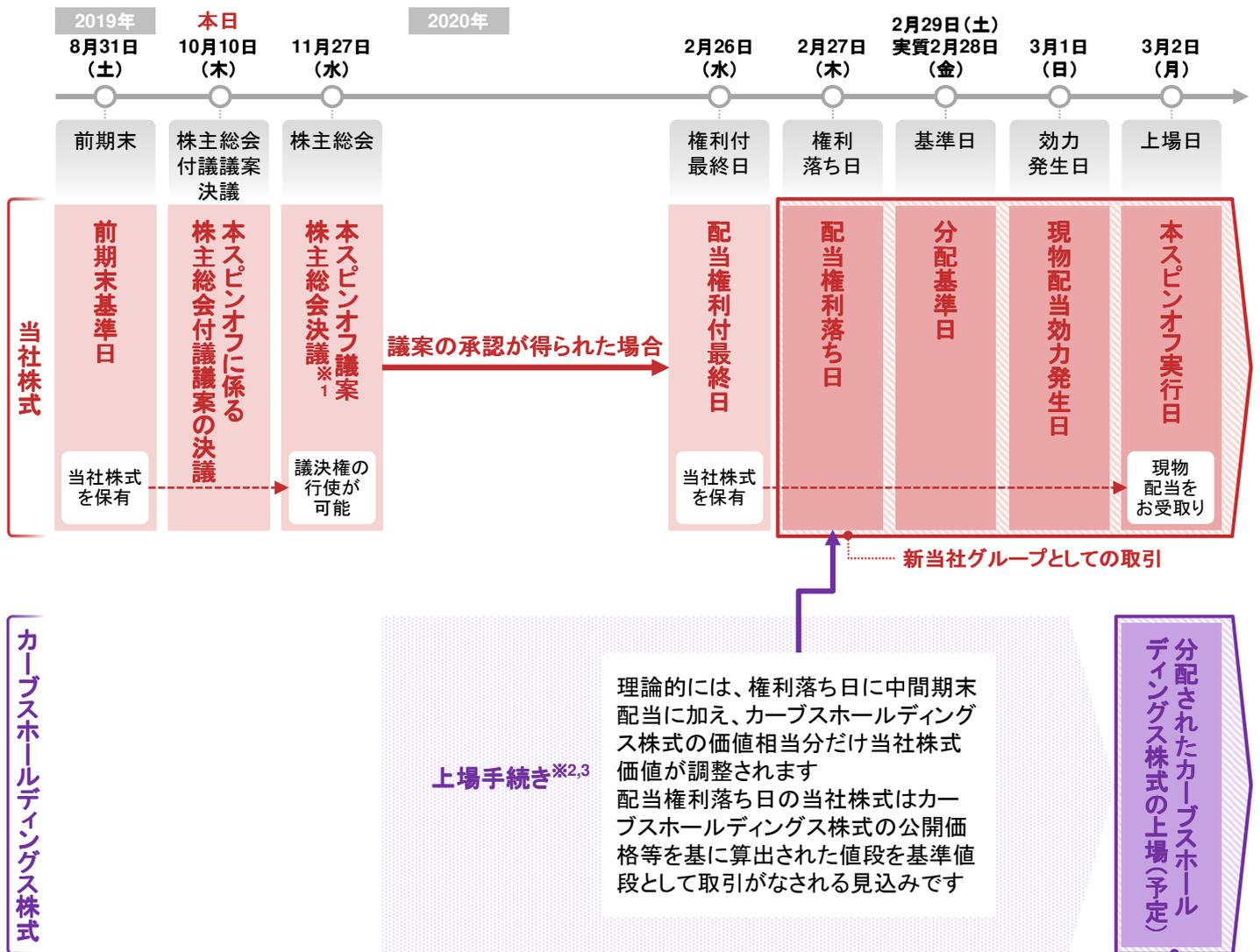
- 規律あるガバナンス体制を一層強化、構築することが可能
- 役職員の責任感が増すとともに、モチベーションが向上
- 単独の上場企業として知名度・ブランド価値が一層向上し、人財の確保や事業運営への前向きな効果が期待される

成長戦略への効果・影響

- 地方自治体や産学官連携の拡大を後押し
- 会員数の継続的拡大や店舗網の拡充をより強力に推進
- 「メンズ・カーブス」の多店舗展開や新業態開発の推進を加速
- 欧州先進国での事業強化に注力可能

ご注意:この文書は、本スピンオフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

03 本スピンオフのスキーム及びスケジュール概要について



※1 議案の承認が得られない場合、本スピンオフは中止

※2 株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の上場承認が得られない場合、本スピンオフは中止

※3 カーブスホールディングスの新株式発行が実施される予定ではなくなった場合、本スピンオフは中止

- 分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されます
 - 分配基準日時点で当社株主となるには、権利付最終日である2020年2月26日(水曜日)までに買い注文を約定させる必要があります
 - なお、分配基準日での当社株式の保有数に応じて必ずカーブスホールディングス株式が交付されます
- 現当社グループとしての取引は2020年2月26日(権利付最終日)までです
- 2020年2月27日(権利落ち日)以降は新当社グループとしての取引が行われます
- 分配されたカーブスホールディングス株式は2020年3月2日(月曜日)付で東証への上場を予定しており、同日以降、新カーブスホールディングスグループとしての取引が行われる見込みです

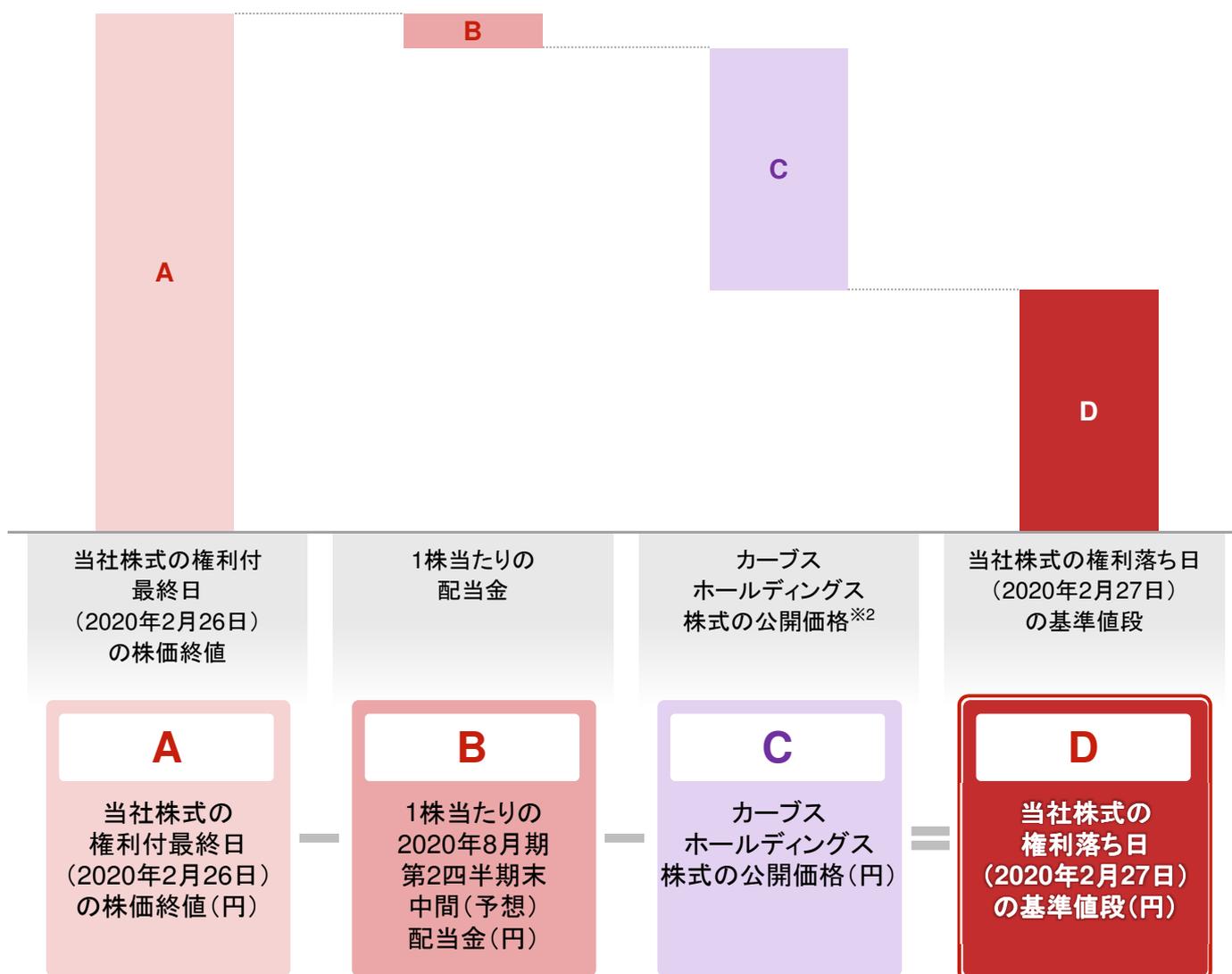
ご注意:この文書は、本スピンオフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

04 本スピンオフに係る当社株式の権利落ち日の取引について

2020年2月27日に予定される当社株式の権利落ちに際しては、分配基準日時点の当社及びカーブスホールディングスの保有自己株式数を除いた発行済株式総数が一致することから、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段として、東証における取引がなされる見込みです※¹。

なお、基準値段とは、制限値幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2020年2月27日に行われる各取引の実際の取引値段を指すものではありません。

株価(円)



※¹ 基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です

※² カーブスホールディングス株式の公開価格はブック・ビルディング方式により決定される予定です

05 現物配当に関する税務上の取扱いについて

1. 配当課税について

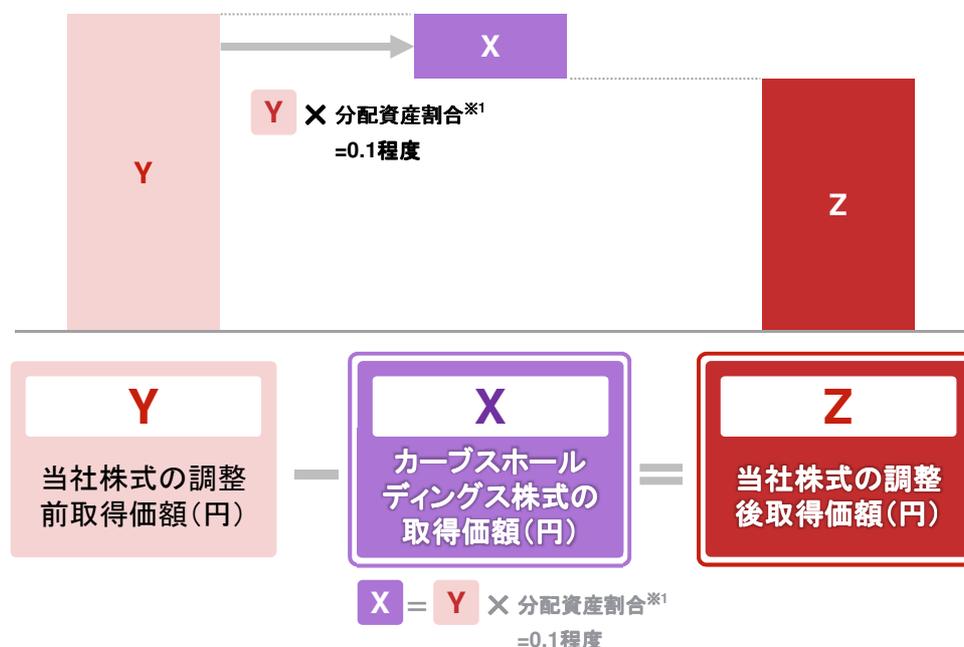
本スピノフは、法人税法第2条第12号の15の3に規定された適格株式分配に該当することを前提として行われるため、カーブスホールディングス株式の現物配当に伴い、株主の皆様になし配当課税が適用されることはありません(法人税法第24条第1項第3号、所得税法第25条第1項第3号)。

2. 株式譲渡損益課税について

本スピノフは、完全子法人の株式以外の資産が交付されない株式分配で、その株式が現物分配法人の発行済株式の総数に占める現物分配法人の各株主の有するその現物分配法人の株式の数の割合に応じて交付されるため、譲渡損益課税は生じず、繰り延べられることとなります(法人税法第61条の2第8項、租税特別措置法第37条の10第3項第3号、同第37条の11第3項)。

3. 税務上の取得価額の取扱いについて

本スピノフ後における、株主の皆様の本社株式及びカーブスホールディングス株式の税務上の各取得価額は、分配資産割合(株式分配に係る法人税法施行令第23条第1項第3号及び所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)^{※1}を用いた以下の算式で求められる価額となります^{※2}。



例: 分配資産割合を0.100と仮定し、当社株式を1株当たり1,735円^{※3}で100株購入していた場合の調整後の取得価額

X : カーブスホールディングス株式の取得価額 = 1,735円 × 100株 × 0.100 = 17,350円

Z : 当社株式の調整後取得価額 = 1,735円 × 100株 - 17,350円 = 156,150円

※1 分配資産割合は、「株式分配直前のカーブスホールディングス株式の帳簿価額」を「株式分配の日の属する事業年度の前事業年度の終了の時の当社の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額(前事業年度終了時から株式分配の直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金の増減額を含む)」で除して求められる割合となり、現時点の見込みでは、本日付の「子会社株式の現物配当(株式分配型スピノフ)及び特定子会社の異動に関するお知らせ」の「5. 現物配当に関する税務上の取扱いについて(4) 分配資産割合について」に記載の資本再構築が行われた場合の概算値は「0.1」程度と試算されます。分配資産割合の確定時期は現時点では2019年12月頃を見込んでおりますが、確定次第、改めてお知らせいたします

※2 法人株主の場合、「取得価額」を「(税務上の)帳簿価額」と読み替えて計算していただきますようお願いいたします

※3 2019年10月4日の東証第一部における当社普通株式の終値

※4 これらの税務上の取扱いについては、株主の皆様が必要となる税務上の手続き等を網羅してご説明しているものではなく、また、本スピノフに関して日本以外の国における税務上の取扱いをご説明しているものでもございません。具体的な税務上の手続き及び株主様における税務上の取扱いについては、株主様個々のご事情によって異なりますので、ご自身のご事情の下で、本スピノフが税務上どのように取り扱われるのかにつきましては、最寄りの税務署、税理士等にご確認いただきますよう、お願い申し上げます

ご注意: この文書は、本スピノフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

06 本件に関する注意事項

1. 分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の最終の当社株主名簿に記録された株主様を対象として、当社株主様が所有する当社普通株式1株につき、カーブスホールディングス普通株式1株の割合をもって現物配当を行う予定です。つきましては、分配基準日時点の当社株主様は、本スピンオフの結果、当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになります。
2. カーブスホールディングス株式の分配は、2020年3月2日(月曜日)付で一般的には特段の株主様のお手続きを要することなく行われます。お取引の証券会社にお問い合わせの上、ご確認ください。
3. カーブスホールディングス株式は、2020年3月2日(月曜日)付で東証への上場を予定しております。但し、今後の日本取引所自主規制法人による上場審査の結果、東証より上場承認を得られることが前提となるため、現時点で確約されたものではありません。
4. 当社普通株式の東証における上場は維持されます。本スピンオフが実施される場合、当社株式は2020年2月27日(木曜日)が権利落ち日となり、理論上は同日付でカーブスホールディングス株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されますが、他方で当社株主は2020年3月2日(月曜日)にカーブスホールディングス株式の分配を受けることとなります。
当社株式の権利落ちに際しては、分配基準日時点の当社及びカーブスホールディングスの保有自己株式数を除いた発行済株式総数が一致することから、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段として、2020年2月27日(木曜日)に東証における取引がなされる見込みです。なお、基準値段とは、制限値幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2020年2月27日(木曜日)に行われる各取引の実際の取引値段を指すものではありません。基準値段の算出方法等を含む売買の取扱いに関しては、改めて東証から公表される予定です。

当社株式の権利落ち日(2020年2月27日(木曜日))の基準値段＝当社の権利付最終日(2020年2月26日(水曜日))の株価終値－1株当たりの2020年8月期第2四半期末中間(予想)配当金－カーブスホールディングス株式の公開価格

5. 本スピンオフの結果、カーブスホールディングスは当社の連結子会社ではなくなり、当社とは資本関係のない独立した上場会社となる予定です。なお、本スピンオフ後の当社普通株式とカーブスホールディングス普通株式はそれぞれ独立に取引されることから、それぞれの株式について株価が形成されます。

07 本件に関するお問い合わせ先

| | |
|-----------------------|--|
| 会社情報について | 株式会社コンダカホールディングス 03-6403-5710(土・日・祝日を除く平日9:00～18:00) |
| 個別のお取引やお手続きについて | お取引の証券会社にお問い合わせください |
| 個別の税務上の取扱いについて | 最寄りの税務署、税理士等にお問い合わせください |
| その他本スピンオフのスキーム全般等について | コンダカホールディングス専用コールセンター (三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社内) 0120-03-2344(土・日・祝日を除く平日9:00～17:00) |

ご注意:この文書は、本スピンオフに関して一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内外を問わず、当社又はその子会社のいかなる有価証券の募集又は投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

08 本件に関する主なQ&A

Q1 スピンオフとは何か。

A1 スピンオフは、スピンオフ実施会社の特定の子会社や事業部門を切り出し、独立させる行為のことです。独立する子会社(スピンオフ会社)の株式はスピンオフ実施会社の株主に交付されます。本スピンオフにおいては、当社の連結子会社であるカーブスホールディングスの株式が現物配当(金銭以外の財産による配当)により当社株主に交付されます。

Q2 スピンオフのメリットは何か。

A2 一般論としてスピンオフの効果としては、スピンオフ実施会社(本スピンオフでは当社)の中核事業への専念、スピンオフ会社(本スピンオフではカーブスホールディングス)の迅速・柔軟な意思決定などの「経営の独立による効果」、スピンオフ会社の資本政策及び投資戦略の自由度向上など「資本の独立による効果」、またスピンオフ会社が上場される場合には個別事業に関心のある投資家の引きつけが可能になるなど「上場の独立による効果」が挙げられ、これらによる企業価値の向上が期待されます。

Q3 スピンオフは子会社の売却とは違うのか。

A3 一般的な子会社の売却の場合は、特定の第三者や投資家に対して子会社株式を売却し、当社が売却代金を受け取ることとなりますが、スピンオフの場合は、当社子会社の株式を現物配当により当社株主の皆様へに分配することとなります。本スピンオフの結果、当社株主の皆様は当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになり、当社及び分離・独立するカーブスホールディングスの両社の株主としての権利を有し続けることが可能となります。本スピンオフは組織再編税制の中で位置付けられた適格株式分配として行う予定であり、スピンオフを行う際に、当社に対する譲渡損益課税が生じないことに加え、株主の皆様に対しても配当課税が生じず、譲渡損益課税の繰り延べが可能となるため、子会社株式の売却と比べて税務面のメリットがあるものと考えております。

Q4 過去にこのようなスピンオフの事例はあるのか教えてほしい。

A4 2017年度税制改正後、組織再編税制の中に位置付けられた「スピンオフ」の事例としては本邦初となります。海外のスピンオフ事例としては、例えば、2015年に米化学大手のデュポン社が高機能化学事業をケマーズ社としてスピンオフした事例や、同年に米ネットオークション大手イーベイ社がweb決済事業を営むペイパル社をスピンオフした事例があると認識しております。

Q5 カーブスホールディングス株式は上場されるのか。

A5 現物分配後の株主の皆様への株式売却機会確保のために、本スピンオフにおいて分配されるカーブスホールディングス株式は2020年3月2日(月曜日)付で東証への上場を予定しております。

Q6 カーブスホールディングスの上場スキームについて教えてほしい。

A6 本スピンオフでは、カーブスホールディングスの新規上場に際して新株式発行(以下「本新株式発行」という。)が実施される予定である(当該実施のために必要な決定がなされ、中止されていない)ことを条件としております。本新株式発行が行われる場合、東証の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブック・ビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。なお、当社株式の権利落ちに際しては、前掲「本スピンオフに係る当社株式の権利落ち日の取引について」(7頁)に記載の通り、カーブスホールディングス株式の公開価格を用いて当社の基準値段が算出され、東証における取引がなされる見込みであり、カーブスホールディングス株式の価値がブック・ビルディング方式によって透明性をもって決められることで、当社株式の権利落ち後の取引を円滑にする効果が期待されます。なお、本新株式発行の時期は決定していません。

Q7 株主総会での本スピンオフの決議要件はどうなっているのか。

A7 本スピンオフは、組織再編税制の適格要件を満たすため、会社法第454条第4項第1号に規定する金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利)の無い現物配当となります。そのため本スピンオフは、通常株主総会において会社法第309条第2項第10号に規定される特別決議によって行われますが、当社は2019年10月9日付で、本スピンオフに関して産業競争力強化法に基づくカラオケ事業に関する事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けており、同法に基づく特例の活用により、本定時株主総会において会社法第309条第1項に規定される普通決議によって、当社定款に基づき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数のご承認をもって行うことを予定しております。

Q8 株主には、どのような選択肢があるのか。

A8 まず、2019年8月31日(土曜日)(実質基準日2019年8月30日(金曜日))時点の株主の皆様におかれましては、本定時株主総会に付議される本スピンオフに係る議案についての審議をお願いいたします。本スピンオフが実施された場合には、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されますので、分配基準日時点の当社の株主の皆様は、本スピンオフの結果、当社株式とカーブスホールディングス株式という2銘柄の上場株式を保有することになります。本スピンオフ後は、当社株式とカーブスホールディングス株式それぞれの株主として、権利を有し続けること又は市場で売買することが可能となります。

Q9 現物配当の日程を教えてください。

A9 2019年11月27日(水曜日)の本定時株主総会で本スピンオフが承認されること、カーブスホールディングスの普通株式につき東証の上場承認を得られること、新規上場に際して本新株式発行が実施される予定であることを条件として、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が、2020年3月2日(月曜日)に交付されます。

Q10 カーブスホールディングス株式の現物配当を受けるにはどうしたらよいか。

A10 本スピンオフでは、分配基準日である2020年2月29日(土曜日)(実質基準日2020年2月28日(金曜日))時点の当社株主の皆様に対して、保有する当社株式1株当たりカーブスホールディングス株式1株が交付されますので、分配基準日時点で当社株主になっていただく必要があります。分配基準日時点で当社株主となるには、権利付最終日である2020年2月26日(水曜日)までに買い注文を約定させる必要があります。

Q11 本スピンオフによる当社株価への影響を教えてください。

A11 本スピンオフに伴い、当社株式は2020年2月27日(木曜日)を権利落ち日として、理論上は同日付でカーブスホールディングス株式の価値相当分だけ当社株式価値が調整されることとなります。当社株式の権利落ちに際しては、以下の算式により求められる1株当たり価格を当社の基準値段として、2020年2月27日(木曜日)に東証における取引がなされる見込みです。なお、基準値段とは、制限値幅(1日のうちに変動可能な値段の幅)の基準となる値段のことを指し、2020年2月27日(木曜日)に行われる各取引の実際の取引値段を指すものではありません。当社株式の権利落ち日(2020年2月27日(木曜日))の基準値段＝当社の権利付最終日(2020年2月26日(水曜日))の株価終値－1株当たりの2020年8月期第2四半期末中間(予想)配当金－カーブスホールディングス株式の公開価格

Q12 本スピンオフ後に株式を売却した場合、損益はどのように計算するのか。また課税はされるのか。

A12 本スピンオフ後における、株主の皆様が当社株式及びカーブスホールディングス株式の税務上の各取得価額は、当社が公表する分配資産割合により調整されます。詳細は、前掲「現物配当に関する税務上の取扱いについて」(8頁)をご参照ください。本スピンオフ後に株式を売却した場合、調整後の取得価額に基づき、譲渡損益が計算され、課税がなされるものと考えますが、個別の税務上の取扱いについては最寄りの税務署、税理士等にお問い合わせください。

